

本多議員の離党及び議員辞職に関する見解

戦争させない市民の風・北海道

本多平直衆議院議員の離党及び議員辞職というこのたびの事態に、地元4区の有権者はもとより、市民の風のメンバーにも大きな衝撃が走っています。本多氏は17年の総選挙において比例代表として当選して以来4年間、国会の内外にて精力的に活動され、北海道とりわけ4区（札幌市手稲区、西区の一部、小樽市など後志管内）の市民とも交流を重ねられました。そして、きたるべき総選挙においても野党統一候補として立候補されるものと多くの市民が期待していたところです。

産経新聞が報じた記事を発端に、立憲民主党内の刑法改正ワーキングチーム（以下「WT」）での本多氏の発言には不適切な内容が含まれているとされ、たちまちそれがスキャンダルとして広く拡散、流布されるにいたりました。本多氏はその後、自ら離党、辞職を選ばれました。

本多氏は立憲野党統一候補であったことから、市民の風として、経過と結果をこのまま注視するのみでは不十分であると考え、ここに見解を發します。立憲民主党の見解、ハラスメント防止対策委員会の調査報告書、本多氏自身の意見書、記者会見、性暴力被害当事者の意見、議員の方の御意見、4区の方々のお考えなどを調べ精読しました結果、以下、ポイントを絞って申し述べます。

問題点は、大きくは3点あると考えます。

- 1) いかに性被害から女性・子どもたちを守るかという大切な視点に照らして
- 2) 本多氏の発言内容について
- 3) 本多氏の離党と立憲民主党の対応について

1) いかに性被害から女性・子どもたちを守るかという大切な視点に照らして

この論議の背景にあるのは、性暴力加害者側に無罪判決が相次いだことにあります。そのいずれもが、「被害者側に『同意』があった、何らかの落ち度があった」と言わんばかりの判決理由でした。これに対し、「多くの被害者は心身ともに幼く、実際の場面では声に出せず、あきらめさせられた結果の被害だ」という正当な反論が相次ぎました。多くの女性が声を上げ始め、フラワーデモなどの契機となったことも、しっかり記憶されねばならない事実です。

社会のこうした動きを反映し、17年の刑法改正で積み残された課題について本年3月、立憲民主党内の法務部会に「性犯罪刑法に関するWT」が設置されたのでした。性交同意年齢について、世界の国々では必ずしも明確に年齢が一律に規定されているわけではなく、年齢差を考慮する規定を設けている国もあります。しかし、日本の規定では世界的にみても低く、国連自由権規約委員会からは何度も、同意年齢を引き上げるべきと勧告されてきました（外務省ホームページより）。日本学術会議も、改善勧告が繰り返されることのないよう国際人権規約にもとづく検証が不可欠である、と指摘しています。

市民の風では、直近の衆院2区補欠選挙においても立憲各政党との協定において、ジェンダー平等を共通政策とすることに合意しています。これが性交同意年齢の論議に直結するわけではありませんが、各政党においてはこの課題を正面から受け止め、相手を尊重する人権意識の涵養、性教育の充実などの施策も含め、被害当事者の人権や意見に十分に寄り添う視点を徹底すべきと考えます。

2) 本多氏の発言内容について

以上を前提として、本多氏の発言について述べます。今回の発言は刑法の適用の拡大を規定する議論のなかのものであり、様々な意見が出て当然といえます。とりわけ、規制を強めることは自由などを制約することになりますから、性交同意年齢の引き上げにともない例外を設けないことについても慎重な意見があることも理解できます。本多氏の今回の発言である「50歳男性の自分と14歳女子」の例も、「恋愛したうえで合意」という文脈で話した、と本人は主張されています。

こうした本多氏に対し、例えば、WTに識者として招かれた島岡まな大阪大学教授は、『「真摯な恋愛」を隠れ蓑にして性的搾取がされていることが問題なのだ』と指摘しています。都道府県では最後の「淫行条例」（これは通称で、正式名は「青少年保護育成条例」）を16年に制定した長野県の阿部知事は当時「真摯な恋愛でも処罰するのか」という声が条例に反対する議論の中心だったと述べています。

（朝日新聞7月31日）

しかし、「50歳男性の自分と14歳女子」が「恋愛した上で合意」という趣旨の発言をされた本多氏には、被害当事者の人権、被害者が一生癒えない傷として背負うものについての認識が不足していたと、私たちは考えます。多様な議論や表現の自由は保障されるべきではありますが、今回の本多氏の発言は党内部での発言とは言え、国会議員が法律について議論する場で行った発言として批判されるべき内容であり、これまでの認識を再考し、反省して頂きたいと強く願うものです。

3) 本多氏の離党と立憲民主党の対応について

一方で、党内部の性犯罪刑法改正に関するWTでの議論が外部にリークされたことは組織として大きな問題です。党内で様々な意見があることは当然で、自由闊達な意見交換が保障されることは、立憲主義・民主主義を掲げる政党としては大前提です。異論を持つ者をマスコミへのリークにより排除した結果として政治生命を奪うことが前例となれば立憲主義も民主主義も危うくなるのであり、この点について党としての説明が必要ではないでしょうか。

また、本多氏の発言について当初、さほど重要な問題と認識していなかったように推察されます。発言が拡散され炎上し、あわてて処分を検討したように見えます。ことの重大性を認識していたなら即、事実確認し対処すべきでした。

立憲民主党はハラスメント防止対策委員会に調査を依頼し、倫理委員会に諮問し、その後の幹事会で処分を検討という手順を踏みましたが、処分が確定する前に本多氏は離党し、議員辞職しました。本多氏は記者会見で「こうした事態が続けば、さらに党に迷惑をかけかねず、（無所属での出馬については）自民党を利する行動はしない」と述べています。

6月10日の立憲民主党ジェンダー平等推進本部（本部長・大河原雅子 本部長代行 徳永エリ）の「性犯罪刑法改正について」のコメントによると、10日の政調審議会中間報告において「中学生以下を性被害から保護するために成人はいかなる理由をもって中学生以下を性行為の対象にしてはならない」ことを明記し、「いわゆる刑法における性交同意年齢を現行の13歳未満から16歳未満に引き上げることを党として決めました」とのことです。「たとえ恋愛や同意と言う名のもとであっても」です。そして「その価値観を党内に十分に浸透させることができなかつたことを深く反省します」と記しています。

立憲民主党においては今回の問題を真摯にうけとめ、本多氏個人の発言問題で終わらせるのではなく、そもそも女性議員の幹部が少ないのではという問題、全議員のジェンダー平等意識の共有、自由闊達な議論が保障される風土作り、議論過程まで見えるような透明性の高い開かれた党作りなどの改革に取り組むことを強く願います。自公政治に代わる、高い倫理性をもった、国民のための政治の実現が今ほど希求されている時はありません。市民の切実な願いを実現していただくよう、心から希望いたします。

最後に

本多氏とは、当選後も地域との交流を進め理解しあつて活動をしてきたと考えておりましたが、このような形で政治活動を中断され、有権者との繋がりも切れるような事態になったことは、痛恨の極みです。しかし、このことで立憲主義・民主主義の立て直しをめざす市民の中に分断が持ちこまれないようにすることが最も大切です。とりわけ北海道4区においては、市民と立憲野党相互のコミュニケーションをはかり、信頼関係を強め、自公政治を終わらせるために切磋琢磨し奮闘することが最も大切と考えます。そして、市民の風は、共に全力で闘うことをお約束します。本多氏においては、この間の市民との繋がりを大切に、これからも、政治を変えるために活動を続けられることを期待し、市民の風の見解をいたします。

以上